

「賃貸不動産管理の知識と実務」正誤表

下記に内容に誤りがありましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。

…平成27年10月20日発行第2版2刷発行をお持ちの方

| 頁数 | 内容 | 修正後 | 修正前 |
|-----|--|---|--|
| 247 | Intoroduction 6 | 免許を受けた宅建業者以外は行うことができない(ただし、貸主が自ら行うことはできる)。 | 免許を受けた宅建業者以外は行うことができない。 |
| 352 | 第5編第1章Ⅶ「2貸主の死亡」上から17行目(ただし書きを削除する) | 貸主の地位を承継する。 | 貸主の地位を承継する(ただし、公営住宅については当然承継ではない。最判平2.10.18 民集44巻7号1021号)。 |
| 352 | 第5編第1章Ⅶ「3貸主の死亡」下から6行行目(ただし書きを追加する) | 賃借権を承継する(民法第896号)(ただし、公営住宅については当然承継ではない。最判平2.10.18 民集44巻7号1021号)。 | 賃借権を承継する。 |
| 388 | 第5編第4章5供託 下から4行目 | 債務者が適法な弁済の提供をした | 債権者が適法な弁済の提供をした |
| 413 | 第5編第5章Ⅲ2定期建物賃貸借契約の締結(要件)下から4行目 | 第19条の特約条項を活用する | 第16条の特約条項を活用する |
| 417 | 第5編第5章Ⅱ4 定期建物賃貸借契約の留意事項下から9行目 | 2000(平成12)年3月1日前に | 2000(平成12)年3月1日以前に |
| 449 | 第5編第6章【賃貸人の解除権行使の可否】フロー図 | 信頼関係が破壊されているか | 信頼関係不破壊があるか |
| 489 | 第5編 復習25 肢4の解説部分 | 建物を壊さなければならないものではない。 | 建物を壊さなくてもよいものではない。 |
| 572 | 第6編第2章Ⅳ未収賃料の回収 下から2行目 | 認定司法書士 | 司法書士 |
| 666 | 第7編第1章建築法規Ⅰ5その他、建築に関する法的制限18行目小見出しの括弧書き及び21行目の文章 | 彩光規定(法第28条第1項、令第20条) 事務所や店舗用の建築物など居住用でない | 彩光規定(法第28条第1項、令第20号) 事務所や店舗用の建築物など居室がない |
| 748 | 第7編第3章Ⅴ電気設備 下3行(32~34行) | 一番下の3行分は削除する。 | なお、ブレーカーは、~遮断される。 |
| 752 | 第7編第3章Ⅶガス設備 一番下の行 | ブタンガス(C4H10) | ブタンガス(CHH10) |
| 776 | 第7編第3章x 昇降機設備・機械式駐車場設備 図表中ロープ式2段目 | 巻胴式 | 巻調式 |
| 781 | 第7編第3章Ⅺ設備の法定点検下から2行目 | (テーブルタイプは除く) | (テールタイプは除く) |
| 838 | 第8編第2章各論 21行目 | 登録免許税は、 | 登録免許前は、 |
| 872 | 第8編第4章賃貸不動産経営と税金 上から5行目 | ・経費 管理組合の管理費 月額2万円 | ・経費 管理組合の管理費 月額3万円 |
| 891 | 第8編第4章賃貸不動産経営と税金 下から3行目 | (平成29年3月31日) | (平成28年3月31日) |
| 899 | 第8編第4章賃貸不動産経営と税金 一番下の表中(区分欄) | 適用対象面積 | 摘要対象面積 |
| 910 | 第8編 復習17 肢4の説明 | については200㎡まで50%が減額となる | については、50%が減額割合となる |